

## 第 20 号議案

### 亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市湯の花温泉供給条例（平成 9 年亀岡市条例第 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 11 月 25 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

### 亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を改正する条例

亀岡市湯の花温泉供給条例（平成 9 年亀岡市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「すること」を「、すること」に改め、同条第 2 項中「前項のただし書」を「前項ただし書の規定」に改める。

第 10 条第 2 項中「前項」を「、前項」に改める。

第 14 条第 2 項中「その」を「、その」に改める。

第 15 条第 3 項中「忘失」を「亡失」に改める。

第 16 条第 1 項中「別表第 2」を「、別表第 2」に改め、「に 100 分の 105 を乗じたもの」を削り、同項ただし書を削る。

第 20 条第 5 項中「受給者」を「、受給者」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

温泉料金

種別	基本使用量	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	
			超過量	料金
営業用	50立方メートル以下	5,400円	50立方メートル超	113円
自家用	5立方メートル以下	540円	5立方メートル超	113円

メーター使用料

口径	使用料（1個1箇月につき）
13ミリメートル	108円
20ミリメートル	162円
25ミリメートル	216円
30ミリメートル	270円
40ミリメートル	378円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市湯の花温泉供給条例第16条第1項の規定は、平成26年5月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市湯の花温泉供給条例の一部を  
改正する条例案要綱

- 1 温泉使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例による改正後の第16条第1項の規定は、平成26年5月1日以後の検針に係る使用料から適用し、同日前の検針に係る使用料については、なお従前の例によること。